

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

本市では該当なし

満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

本市では該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～50 年（中古建物及び建物付属設備を含む。）

工作物 5 年～60 年

物品 3 年～15 年

無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェアについては、本市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によ
っています。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内の
リース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナ
ンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについ
て、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上し
ています。

徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上し
ています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を
計上しています。

退職手当引当金

退職手当債務から三重県市町総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から
既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における
積立金額の運用益のうち本市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上して
います。

損失補償等引当金

本市では該当なし

賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当
額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及び
リース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（志摩市会計規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

なし

3 重要な後発事象

なし

4 偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	- %
連結実質赤字比率	- %
実質公債費比率	10.0%
将来負担比率	46.2%

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 779 百万円

繰越事業に係る将来の支出予定額 668 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共財産

イ 内訳

事業用資産	68 百万円 (184 百万円)
土地	62 百万円 (160 百万円)
建物	6 百万円 (24 百万円)

平成 30 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、不動産鑑定による評価額によっています。

上記の (184 百万円) は貸借対照表における簿価を記載しています。

減債基金に係る積立不足額

なし

基金借入金 (繰替運用)

なし

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 28,540 百万円

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	16,962 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,737 百万円
将来負担額	42,442 百万円
充当可能基金額	7,682 百万円
特定財源見込額	108 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	28,540 百万円

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

基礎的財政収支

<u>収入総額</u>	27,726 百万円
地方債発行収入	2,268 百万円
繰越金	1,140 百万円
財政調整基金取崩額	727 百万円
減債基金取崩額	153 百万円
<u>支出総額</u>	26,828 百万円
地方債元利償還額	4,516 百万円
財政調整基金積立額	1,396 百万円
減債基金積立額	11 百万円
<u>基礎的財政収支</u>	2,533 百万円

既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	27,714 百万円	26,821 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	15 百万円	9 百万円
繰越金に伴う差額	1,140 百万円	- 百万円
資金収支計算書	26,589 百万円	26,831 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（住宅新築資金等貸付事業特別会計）の分だけ相違します。

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

<u>資金収支計算書の業務活動収支</u>	<u>3,928 百万円</u>
投資活動収入の国県等補助金収入	301 百万円
未収債権額の増加（減少）	103 百万円
減価償却費	3,221 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	7 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	631 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	34 百万円
資産除売却益（損）	5 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>1,504 百万円</u>

一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000 百万円
一時借入金に係る利子額	0 百万円

重要な非資金取引

なし